

一般社団法人 北海道労働福祉共済会  
介護職員初任者研修事業  
学 則

1. 研修の目的

今後、高齢化社会を迎えるにあたり当会としても社会的な要請に応えるため、ホームヘルパー・施設の介護職員などとしての知識と技能を身に付けた人材の育成を目的とし実施する。

2. 研修の名称

介護初任者研修

3. 研修の要旨

所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料	受講対象者
札幌市	昼間(平日・土曜)	8ヶ月	2ヶ月	30人	50,000円	一般

会場 全労済北海道会館2階会議室(札幌市白石区菊水3条4丁目1-3)

受講料内訳: 講師料 27,000 テキスト代 5,250 実習費 2,000

資材・資料費 3,000 事務局費 12,750

4. 受講手続

(1) 募集時期

開講日の2ヶ月前からホームページ・機関紙などにより募集し、定員になり次第締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込後、講座開始日の2週間前までに指定の金融機関に振込む。なお、やむを得ない事情で分割払いが必要な場合は、申込時に事務局と納入方法について確認する。

(3) 受講料返還方法

講座開始後は、理由の如何を問わず一切返還しない。なお、当会の都合により中止した場合は、受講料を返還する。

5. カリキュラム

別紙1のとおりとする。

6. 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト 中央法規

## 7. 本人確認

初回のオリエンテーションの前に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証、他  
公的証明書等により、受講者が本人であることを確認し、その写しを保存するものと  
する。

## 8. 修了認定

### (1) 出欠の確認方法

各科目（項目）の講義・演習は開始前に出席簿に受講生が捺印し、事務局員が講  
義中に出欠確認を行う。施設実習などについては実習責任者が確認し、後日実習報  
告書により当会が確認する。

### (2) 成績の評定方法

講義・実習については、評価はしない。

### (3) 修了の認定方法

講義・演習・実習については、研修科目の全てに出席しなければならない。「9. こ  
ころとからだのしくみと生活支援技術」では、介護に必要な基礎的知識の理解の  
確認と、生活支援技術の習得状況を担当講師が評価し、内容の習熟度が低いと判  
断された時は、補講を行うものとする。以上が確認された段階で、筆記試験によ  
る修了評価（1時間以上）を実施し、基準点（60点）に到達すること。なお、  
基準点に達していても、科目により著しく低い（4割未満）科目があった場合は、  
補講を行い再評価を行う。

### (4) 補講の取扱い

原則として、補講を受けることができる時間は、20時間以内とし、当会の担当  
講師が別の日に講義等を行い、担当講師の確認により補講終了とみなす。

なお、担当講師と日程調整がつかない場合は「1. 職務の理解」「9. こころとから  
だのしくみと生活支援技術」「10. 振り返り」を除く演習・実習を実施しない講  
義科目（項目）については、レポートによる提出で担当講師が基準点（60点）に  
達していると判断した場合に補講修了とみなすことができるが、レポート提出によ  
る補講時間は、科目ごとに通信形式での上限時間までとする。

また、講師と調整が取れない場合で、「1. 職務の理解」「9. こころとからだの  
しくみと生活支援技術」「10. 振り返り」と演習を実施する講義科目（項目）は当  
会が指定する他の団体が開講する講座の同項目を受講し、受講先の確認と受講報告  
書の評価により補講終了とみなす。

なお、当会または他の団体が開講する講座で補講を受けた場合またはレポート提  
出した場合は、別に受講料が1項目につき3000円を受講生が負担する。

### (5) 遅刻・早退の取扱い

遅刻・早退は原則欠席扱いとなり、補講が必要となる。

### (6) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙2・3の修了証明書を交付する。

なお、修了後に紛失・氏名の変更などにより修了証明書の再発行が必要になった場合は、当会の指定する修了証再発行依頼書に戸籍抄本を添付のうえ提出し、当会が妥当と判断した時に再発行する。

#### 9. 修業年限の延長

本人からの申し出があり、本人の病気・怪我など続けて研修することが難しいやむを得ない事情であると当会が判断した場合は、修業年限を倍の1年6ヶ月まで延長することができる。

#### 10. 個人情報の保護

この研修において知りえた個人情報については、研修中そして研修後においても外部に漏らすことを禁ずる。

#### 11. 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、退学届けを提出する。
- (2) 受講者が当会の諸規定を守らなかったり、次の行為があった場合は退学を命ずる。
  - ① 素行不良で改善の見込がないと認められるとき。
  - ② 学力劣等で修了の見込がないと認められるとき。
  - ③ 正当な理由がなくして出席が常でないとき。
  - ④ 講座の秩序を乱しているとき。

#### 12. 講師

別紙の講師一覧

#### 13. 実習施設

特別養護老人ホーム緑愛園  
特別養護老人ホーム青葉のまち  
福祉共済会在宅介護サービスセンター

以上

## 別紙 1

### 介護職員初任者（通学）研修時間

科 目	時間数
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	1 3 0 時間

なお、9. こころとからだのしくみと生活支援技術の7 5時間の内、7時間を施設実習、2時間をホームヘルパーの同行訪問実習として行うこととする。

以上